

令和7年度第2回愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年10月7日（火）9:53～12:26

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

井上部会長、五領田部会長代理、園田委員

労働者代表委員

竹本委員、濱田委員、渡部委員

使用者代表委員

小池委員、西谷委員、山田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開会
- 2 資料説明
- 3 金額審議
- 4 その他
- 5 閉会

議事

○賃金室長

皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、井上部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○井上部会長

部会長の井上です。円滑な審議につき、御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただ今から、第2回愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は金額審議を行いますので、第1回合同専門部会で決定しましたように、会議は非公開とします。

議事に入る前に、公益委員からお願ひがございます。

第1回合同専門部会で本審の会長からありました、確認事項について申し上げます。

特定最低賃金の審議におきましては、労使のイニシアティブにより、労使の歩み寄りによる合意、又は採決による全会一致で結論が得られますよう、御協力をお願いします。

審議は、「改正の必要性有り」との本審の答申を前提としていますので、現行の金額から1円以上引き上げるとともに、地域別最低賃金額を1円以上、上回る必要があります。

愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率が、そのまま影響するものでないということにも御留意願います。

各産業における実態がわかるような具体的な資料がありましたら、これをお示しいただき、労使の御主張につきましては、聞き間違いや記録誤りを防ぐため、意見・考え方について、主要な部分だけでも結構ですので、関連資料と併せ、公益委員と事務局へ書面での御提出をいただきますよう、お願ひします。

それでは、議事項番2「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

1ページの資料No.1を御覧ください。委員名簿になります。説明では「造船業」と省略させていただきます。

3ページの資料No.2を御覧ください。時間額、引上額、引上率に加え、未満率と影響率の年次別推移表となっております。

5ページは、時間額と引上率の推移に関するグラフとなっています。

折れ線グラフは、赤色が造船業の最低賃金で、青色が地域別最低賃金です。

棒グラフは左側が造船業の最低賃金の引上げ率で、右側が地域別最低賃金の引上げ率になります。

7ページの資料No.3を御覧ください。造船業最低賃金の適用範囲を示したものになります。

9ページの資料No.4を御覧ください。令和7年度最低賃金基礎調査結果となっています。愛媛県最低賃金及び各特定最低賃金の改正決定の審議に必要な調査結果を取りまとめたものです。

11ページを御覧ください。

(1)特性値の推移について、過去5年間の調査結果を示しています。

表の左に「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者を賃金額の順に並べ、低い方から数えてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表しています。

「第1・4分位数」は低い方から25%に位置する労働者の賃金額、

「第1・10分位数」は低い方から10%に位置する労働者の賃金額、

「第1・20分位数」は低い方から5%に位置する労働者の賃金額をそれぞれ示しております。

(2)は、第1・20分位数と最低賃金額との差、(3)は、未満率と影響率、(4)は、特定最低賃金と地域別最低賃金に対する「優位率」の推移となっています。

13ページを御覧ください。こちらは、造船業の総括表となっています。

「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」をそれぞれに色付けをして示しております。

13ページから17ページの総括表(1)は規模別と男女別、19ページから23ページの総括表(2)は年齢区分別のものになります。

25ページを御覧ください。造船業の「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」になります。

最低賃金の引き上げ額ごとに影響を受ける労働者数を表したものになります。例えば、25ページの表の項目35で、最賃額を35円引き上げて1,105円とすると、14.45%(537名)の労働者に影響が出ることになります。

次に29ページ以降の資料No.5と資料No.6は、日銀松山支店と愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料となっております。

資料No.5は、企業短期経済観測調査結果の概要、2025年9月分となっております。

30ページには、「業況判断」が記載しております。これは「良い」から「悪い」を減じた値が「%ポイント」で示されており、マイナスは黒三角▲で表示されています。

愛媛県の業種別状況をまとめた表を見ていただくと、前回調査対象の2025年6月調査の「最近」と比べて、2025年9月調査の「最近」と比較しますと、製造業で1ポイント改善、輸送用機械でも8ポイント改善となっています。

2025年9月調査の先行きは、製造業では7ポイント悪化、輸送用機械でも16ポイント悪化となっています。

37ページの資料No.6は、令和7年10月3日に愛媛労働局が発表した管内の雇用失業情勢(令和7年8月分)として、ハローワークにおける求人倍率等の指標になります。最新の数値である令和7年8月の有効求人倍率は、1.45倍と前月と同水準となっています。これは全国の1.20倍を上回っています。

39ページの「II雇用失業情勢判断」を見ていただくと、求人が求職を上回って推移しており、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

資料の説明は、以上でございます。

○井上部会長

ただ今の説明について、何か御質問等があればお願ひいたします。

(質問等なし)

○井上部会長

それでは、続いて議事項番3「金額審議」に入ります。

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（1回目）

可処分所得の継続的な拡大と将来の確保を図り、さらに消費の拡大につなげる経済の好循環を実現させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められており、特定最低賃金においてもこの流れを止めてはならない。

地域別最低賃金が大幅に引き上がる一方、特定最低賃金の引き上げがなされなければ、産業としての魅力が相対的に薄れ、人材の確保に支障をきたすことになる。今後も経済の緩やかな成長が期待される中で、産業の将来を見据えた人材の確保ができないければ、人員構成のゆがみが生じ、技術・技能の伝承に支障をきたすことになる。ものづくり産業においては、技術・技能の伝承を確実にしていくことが重要であり、労働の価値に見合う適切な特定最低賃金が必要である。

特定最低賃金の引き上げは、人材の確保・定着、賃金水準の向上につながり、それによる生産性の向上、賃金向上による消費活動の活性化をもたらし、地域経済の活性化につながるものである。

価格転嫁の環境整備は整ってきており、日本の経済成長や個人消費喚起の観点からも、価格転嫁と最低賃金の引き上げは同時並行して取り組むべきものである。

特定最低賃金は、未組織労働者を含む造船産業で働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し、中長期的に雇用安定と産業の発展に大きく寄与するものである。

地域別最低賃金が低い県ほど若者が流出しているという分析もあり、最低賃金の引き上げが人材流出を防ぐ一手となる可能性は高い。

造船業の賃金水準が、地域別最低賃金や他産業と比べ魅力的でなければ、作業環境の良い専門性を必要としない産業に人材が流出し、国の基幹産業でもある造船産業が今後衰退し、存亡の危機に直面することが容易に想定される。

また、賃金の地域間格差は深刻な問題と考え、2024年の特定最低賃金において、香川県と比較すると、1時間当たり23円の差があるが、高度な専門性や高い熟練度、作業環境が厳しいことでの地域間格差はない。

地域別最低賃金が大幅かつ急激に引き上げられ、使用者側が特定最低賃金の引き上げに強く抵抗してきたことで、地域別最低賃金との優位性は縮小している。地域別最低賃金が今年は77円引き上げられたことにより、高い水準で特定最低賃金を引き上げていかなければ、いずれ地域別最低賃金に埋没してしまい、人材確保もままならず、国の基幹産業である製造業が衰退してしまう。

地域別最低賃金は、全ての労働者に最低限度支払われる賃金であるが、特定最低賃金は造船業で、高い技能、資格・検定を取得して働く人材に最低限支払われる賃金であることから、法律上で地域別最低賃金を上回る金額水準の改定が必要である。労働価値の

高い熟練労働者として、将来にわたって高付加価値を生み出し続けても、適用される特定最低賃金の上昇が、地域別最低賃金の上昇と同程度では不十分で、底支えにならない。

造船業は県内の雇用を創出し、経済を担う重要な産業であり、造船業を維持・発展させていくためにも、労使イニシアティブを発揮し、特定最低賃金を引き上げていくことが必要である。

造船産業の職種は、専門性が高く、危険を伴う作業もあるため、一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要である。重大災害の可能性や作業環境は他産業と比較しても厳しいものであり、就業者に掛かる肉体的・精神的負荷がとても高いことから、造船産業は他産業と比較して、魅力的な特定最低賃金を示す必要性がある。

今後は、世界経済の拡大にともなう海上輸送量の増加や過去に大量に建造された船舶の代替需要などにより、新造船市場は中長期的に拡大していくと見られ、2030年代には2010年前後のピーク時に竣工した船舶の更新需要が見込まれており、年1億総トン規模まで増加する予測もある。

一方で、造船業に従事する従業員数は2010年代から減少し、直近では持ち直しつつあるものの、造船メーカーの多くは人手不足状態で、日本の技術力が活かされる好機が訪れているにもかかわらず、人手不足によってそのチャンスが掴めない可能性がある。特定最低賃金を引き上げることで、造船産業の魅力を高め、最低賃金近傍で働く労働者がモチベーションを持って働くことにつながる。

2025年度の春闘の連合愛媛集計賃上げ額は、全体で98.0円、地場で75.5円であった。

以上の主張を踏まえ、2025年春闘の地場の引上げ額98円に、香川との差を縮めるために23円をプラスし、現行金額から121円引き上げた1,191円（引上げ率11.31%）を提示した。

○使用者側（1回目）

造船業の事業環境は、2021年以降4年連続で新造発注の回復トレンドが継続しているが、資機材価格の高騰・高止まり、人材不足による操業回復の難航や人件費等のコストの増加、新燃料対応をはじめとした環境対応のコスト増加、為替、金利の変動などマイナス要因も数多くある。

造船業は愛媛（今治）の基幹産業であり、今後も継続・発展していくために労使双方が短期的な見方で一喜一憂すべきではない。物価等色々なものが上昇する以上、賃上げを行う必要はあるが、緩やかに計画的に上げていくことが必要である。

国内の外航船の建造は、1960年代に世界の4割強を占めていたが、2024年は中国が53.6%、韓国が28.1%、日本が12.6%となっており、日本全体として船舶の建造能力が低下し、中国・韓国の安価受注により、日本の造船シェアが縮小に追い込まれた。

内航船の建造は大型化が進んでおり、年間建造数はここ数年横ばいとなっている。鋼材等の資材価格の高騰による船価上昇に対して、用船料の上昇が追い付いていないため代替建造が進まず、本格的な回復には至っていない。

ドル建て主体の外航船を手掛ける造船所にとって円安はプラス要素であるが、数年先

の為替相場は不透明でリスクを含んでいる。

中小造船業界は鋼材・資機材価格の高騰に加え、人件費や諸物価の高騰などで大変苦労しており、経営基盤は強いとは言えない。内航船や近海船、小型船を主力とする造船所は円建て契約であるため円安の恩恵はない。円安で原材料やエネルギー輸入コストが上昇し、コストアップにつながっている。

一般社団法人日本中小型造船工業会の中型造船業経営分析結果によると、2024年度は最低賃金の影響を受ける中小企業に、赤字の企業が増えている。

以上の主張を踏まえ、今年も影響率を重視して、昨年と同程度の影響率となる引上げ額として、現行金額から16円引き上げた1,086円（引上げ率1.50%）を提示した。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す）

○労働者側（2回目）

使用者側の提示を受けて、結審に向けた歩み寄りを行うとして、地域別最低賃金との優位性を保つため、地域別最低賃金の引上げ額77円に香川との差を縮めるため23円を足して、現行金額から100円引き上げた1,170円（引上げ率9.35%）を提示した。

○使用者側（2回目）

労働者側の2回目の提示を受けて、結審に向けた歩み寄りを行うとして、賃金改定状況調査第4表①Bランク製造業計や同じく同表4表③Bランク製造業計の両者を参考にして、現行金額から30円引き上げた1,100円（引上げ率2.80%）を提示した。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

○井上部会長

それでは全体会議を再開します。

本日は第2回目までの金額提示を行っていただきました。提示額は、

労側 時間額 1,170円、引上げ額 100円、引上げ率 9.35%

使側 時間額 1,100円、引上げ額 30円、引上げ率 2.80%

でした。

労使の合意に至らなかつたため、今回の結果をお持ち帰りいただいて、次回に臨んでいただきたいと思います。

次回の第3回では、労働者側委員から金額提示をお願いします。

また、次回は、労使の合意による結論が得られますよう、さらなる歩み寄りをお願いいたします。

続いて議事項番4「その他」に入ります。

事務局から次回の日程等のお知らせがあります。

○賃金室長

次回第3回専門部会は、10月21日（火）午前10時00分から、松山若草合同庁舎7階共用会議室で開催します。

事務局からは以上です。

○井上部会長

他になければ、以上をもちまして第2回専門部会を終了いたします。予定時刻を超過して申し訳ありませんでした。

本日は、お疲れ様でした。